建築基準法施行細則に基づく公聴会運営規約

（趣旨）

第１条　この規約は、建築基準法施行細則（昭和５９年船橋市規則第７７号）第３条の９の規定に基づき、公聴会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（公聴会）

第２条　公聴会は、委員長及び委員によって構成する。

２　公聴会の委員長は、建築部長をもって充てる。

３　公聴会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）建築部建築指導課長

（２）建築部建築課長

（３）建築部宅地課長

（４）建築部住宅政策課長

（５）その他市長が必要があると認める者

（公聴会の委員長及び委員）

第３条　委員長は、公聴会をつかさどり、議事を整理する。

２　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

附　則

この規約は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２７年６月９日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。